#### 5 監査公表第 14 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、愛知県知事、愛知県教育委員会教育長及び愛知県公安委員会委員長から令和5年定期監査の結果(令和5年9月8日5監査公表第11号)に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のように公表する。

令和5年12月8日

## 1 収入

# 是正又は改善を必要とする事項

# ○指摘事項

【証紙売りさばき代金の収納事務において、納入者不明収納金が発生していたもの(合規性)】

# 該当機関 尾張県民事務所

尾張県民事務所では、愛知県証紙の売りさば きをしており、業務終了時に、証紙売上額と証 紙売却証明書の照合を行っている。

令和4年3月10日の業務終了時に証紙売上額 と証紙売却証明書の金額を照合したところ、現 金1万円が上回っていた。

当日の証紙購入者からの申出を待ったものの、過払いした者を特定することができず、雑 入で受け入れた。

これは、同事務所では、証紙売りさばきの際は2名で対応していたが、現金の過誤の発生防止対策としての複数名によるチェックが十分に行われていなかったことによるものである。

# 措 置 の 内 容

再発防止策として、証紙の売りさばき時には、複数職員それぞれが収納した現金を確認するよう周知徹底した。

また、総務局としては、令和3年3月30日付けで、証紙売りさばきにおける適正な事務処理等について周知済みであるが、令和5年3月14日に再度周知し、注意喚起を行った。

# 2 支出

# 是正又は改善を必要とする事項 措置の内容 ○指摘事項 再発防止策として、支出負担行為決議書の決裁の 【執行伺を作成せずに支出手続を行っていたものに執行伺を添付することとし、執行伺の作成を要しないものについては、その理由を記載することと 該当機関ー宮建設事務所 した。 また、建設局としては、令和5年9月7日付けで、

ては、「知事が指定する事項に係る事業執行」を 除き、あらかじめ、事業の内容、予算、執行理 由等を記載した執行伺を作成して決裁を受けた 上で支出手続を行わなければならないとされて いる。

しかしながら、一宮建設事務所では、庁舎自動ドア装置取替工事の執行に当たり、執行伺の 作成を失念して支出手続を行っていた。

これは、担当者が執行伺の作成を失念したことはもとより、支出負担行為決議書の決裁過程において執行伺による執行の内容の確認を怠ったため、執行伺が作成されていないことに気付かなかったことによるものである。

支出手続の適正な事務処理につき、改めて周知徹底した。

#### ○指摘事項

【所得税の納付が遅延し、延滞税が発生したもの(合規性)】

該当機関 会計局会計課、管理課

所得税法では、給与等の支払をする者は、そ の支払の際、その給与等について所得税を徴収 し、その徴収の日の属する月の翌月 10 日(10 日が日曜日、祝日などの休日や土曜日に当たる 場合には、その休日明けの日)までに、これを 国に納付しなければならない。また、県におけ る所得税については、給与控除の支出命令の後、 支出命令の確認登録を行うことで歳入歳出外現 金(以下「外現金」という。)への振替がされ、 その後外現金から払出しと納付がされる。なお、 「愛知県財務規則の運用について(通知)」によ れば、会計管理者及び出納員(県税出納員を除 く。) は、支出命令の審査をし、適正と認めたと きは、端末機により支出命令の確認登録を行い、 支出命令確認票(以下「確認票」という。)を作 成し、支出命令の際出力される支出金調書と照 合確認することが求められている。

しかしながら、会計課において、令和4年6月30日支払の期末勤勉手当に係る源泉所得税771,744,336円について、担当者が支出命令の確認登録の際に必要となる支払日の入力を行わなかったため、確認登録が適正に行われず、外現金への振替がされなかった。そのため、納付期限である7月11日までに、外現金から源泉所得税を払出し、納付することができず、延滞税

再発防止策として、財務システムの改修、原因の早期特定に向けた局内及びシステム保守業者との連携強化、マニュアルの改訂、職員に所得税にかかる再教育を実施した。

さらに、支出命令確認を行う際に設定した支払日 について、複数名で確認することに加え、控除内訳 書と支出命令確認票の照合結果について、班長の確 認を受けるなど、チェック体制を強化した。

また、会計局としては、令和5年9月13日付けで、各課長に対し、会計局職員は会計事務の適正な執行を担保する重責を担っていることを所属職員に再確認させるよう指示した。加えて、「会計事務のマニュアル総点検」として、業務に不慣れな者であっても、業務が適切に遂行できるかどうかの観点から、各グループにおいて作成しているマニュアルについて自己点検を行うとともに、他グループとマニュアルを交換し、相互による点検を実施した。

50,700円が生じた。

会計課では、支出命令の確認登録に不慣れな者を担当者として手続をさせたこと、その担当者は不慣れであったとはいえ、支出命令の確認登録手続を行ったにもかかわらず出力されるべき確認票が出力されないとして、その異常を別の担当者に報告し確認を依頼したにもかかわらず、その別の担当者が確認手続を怠ったことなどから、確認票が出力されないまま放置されることとなった。また、確認票と支出金調書との照合確認は担当者間のみで行っており、ダブルチェック等がされておらず、組織的なチェック体制となっていなかった。

次に、管理課では、7月4日時点で外現金の 財務システムの収納済額と金融機関の収納済額 の差異を把握し、かつ、その差異の額が今回の 源泉所得税額と同額であることは認識した。そ れにもかかわらず、財務システムの一時的な不 具合と安易に考えて、その時点で、直ちに、会 計課に認識した事実を連絡したり、あるいは、 財務システムの保守業者への点検を依頼するな どの適切な対応を取らなかった。このため、会 計課が源泉所得税の外現金への振替をしていな いことを速やかに把握できなかった。

7月11日になって、管理課は、原因を特定するため財務システムの保守業者に調査依頼を行った。その結果、源泉所得税の振替処理がなされていないことが判明したため、会計課に連絡した。この時点で会計課は、源泉所得税の外現金への振替がされていないことを知るに至った。

会計課はその後、直ちに振替処理を進めたが、 結果として納付は7月 12 日となったものであ る。

#### ○指摘事項

【単価契約において、予定価格を超えた金額で 契約を締結していたもの(合規性)】

該当機関 国府高等学校

国府高等学校では、LPガスの供給についての単価契約を締結していたが、執行伺で予定価格とした金額の範囲内で契約を締結しなければならないところ、より安価ではあったものの予

再発防止策として、会計事務の手引等の資料を用いて所属内に正しい事務手続を再度共有するとともに、契約伺(契約書案、見積書)の内容が執行伺に沿ったものであることを事務担当者、承認者及び決裁権者がよく確認するよう周知徹底した。

また、教育委員会としては、令和5年9月5日に 事務長の地区代表者に対して本事例について周知 するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研 修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底し 定価格を超えた見積書を提出した者と当該見積 額で契約を締結していた。

これは、契約を締結する際の決裁において、 予定価格が記載された執行伺は添付したもの の、契約金額が予定価格の範囲内であることを 確認しなかったことはもとより、決裁過程での チェックが有効に機能していなかったことによ るものである。

た。

## ○指摘事項

【随意契約できない契約について、随意契約に より締結していたもの(合規性)】

該当機関 碧南工科高等学校、三好高等学校

愛知県財務規則では、財産の買入れに係る契約は、予定価格(単価契約の場合、予定価格とする単価に発注予定数量を乗じた執行予定額)が160万円を超えないものについて、随意契約によることができるものとされている。

しかしながら、碧南工科高等学校及び三好高等学校では、LPガスの納入契約において、当該単価契約の執行伺における執行予定額が160万円を超えているにもかかわらず、随意契約により契約を締結していた。

これは、当該契約は毎年度随意契約により締結していたことから、担当者が安易に前年度と同様の事務処理ができると思い込んだことに加えて、決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

## 【碧南工科高等学校】

再発防止策として、複数の職員による確認を確実に行うよう周知徹底するとともに、令和5年2月3日に所属内事務研修会を開催し、財務規則に対する理解を深め、適正な会計事務を行うよう徹底した。加えて、執行伺に愛知県財務規則の該当箇所の写しを添付することにより、日頃から随意契約の事務手続について意識を持ち、事務誤りの防止に向けて取り組むこととした。

また、教育委員会としては、令和5年9月5日に 事務長の地区代表者に対して本事例について周知 するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研 修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底し た。

#### 【三好高等学校】

再発防止策として、随意契約に関する正しい事務 手続について所属内で再度周知し、認識を共有する とともに、執行伺に愛知県財務規則の該当箇所の写 しを添付することにより、日頃から随意契約の事務 手続について意識を持ち、事務誤りの防止に向けて 取り組むこととした。

また、教育委員会としては、令和5年9月5日に 事務長の地区代表者に対して本事例について周知 するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研 修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底し た。

# ○指摘事項

【支払が遅延し、遅延利息が発生したもの(合 規性)】

# 該当機関 豊川警察署

政府契約の支払遅延防止等に関する法律(以下「法」という。)では、対価の支払の時期は、 県が給付の完了の確認又は検査を終了した後相 再発防止策として、会計課長は支払管理表を活用し、業務管理の徹底を図るとともに、署長・副署長は予算管理システムにより、随時執行状況を確認できるようにすることで、問題があっても組織的に対応できるようにした。

また、警察本部としては、令和4年4月1日付け で警察本部会計課監査室に、警察署会計課を支援す る体制を整備し、業務が不慣れな者に対して、警察 手方から適法な支払請求を受けた日から工事代金については40日、その他の給付に対する対価については30日以内の日とし、対価の支払の時期を書面により明らかにしないときは、対価の支払の時期は相手方が支払請求をした日から15日以内の日と定めたものとみなすこととされている。

しかしながら、豊川警察署において、契約業者から適法な支払請求を受けたにもかかわらず、支払時期が遅延している請求書が282件、請求総額16,032,817円あった。なお、このうち93件について、法に基づく遅延利息47,400円が発生した。

このような多数多額の支払手続が滞ったことは、特定の担当者による重大な過失に基づき支払手続を怠っていたことが主因であるが、担当者の上司や同僚のいずれも契約業者からの催告の電話を受ける等の事情も把握しており、支払が滞っていることを容易に認識できていたにもかかわらず、上司は担当者がいつか責任を持って手続を行うだろうと安易に考えて適切な指示を怠ったばかりでなく、同僚も担当者に忠告することもなかった。加えて、署幹部への当該上司からの事情の説明・報告もしていなかった。これらは、当署の会計事務に係る組織的な業務管理にも問題があったものである。

署への同行支援を実施することとした。

本件事案の発生を受けて、令和4年9月20日に 臨時の会計課長会議を開催し、更なる適正な会計事 務の推進を指示することにより、再発防止を図るこ ととした。

令和5年度からの支払事務において、予算管理システムを改修し、同システムにより発注書(注文書兼請求書)の作成を行い、支払の登録・管理ができるような機能を追加するとともに、履行期限を過ぎたもののうち、支払登録がないものについて警告するアラーム機能も併せて追加した。

定例的な支払は、様式が統一された支払管理表を 活用し、警察署会計課長による業務管理の徹底を図 るとともに、本部会計課へ提出させ、本部における 確認を行うこととした。

# 3 財産・物品

#### 是正又は改善を必要とする事項

# ○指摘事項

【行政財産の特別使用許可の手続が行われていなかったもの(合規性)】

該当機関 新城設楽振興事務所、中央家畜保健衛生所、豊田加茂建設事務所、一宮起工科高等学校、津島高等学校、鶴城丘高等学校、犬山高等学校、三好高等学校、一宮聾学校、岡崎特別支援学校、東三河水道事務所

「公有財産事務に関する質疑応答(令和3年1月8日改正)」において、土地の使用許可を受けて県有地に設置されている支線に、別の支線を地上2メートル以下で接続する場合は、それ

#### 措置の内容

## 【新城設楽振興事務所】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請 書の提出を求め、令和5年3月17日付けで使用を 許可した。

再発防止策として、所属独自の「行政財産使用許可チェックリスト」を作成し、チェック体制を強化するとともに、通知文書の収受漏れを防ぐため、所属メールの取扱ルールを定め、事務所内で徹底を図った。

また、総務局としては、令和5年10月6日付けで適切な事務手続を行うよう周知徹底した。

#### 【中央家畜保健衛生所】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請

ぞれ1本分の支線として使用料を徴収するとされている。

また、「共架電柱の取扱いについて(令和4年3月22日改正)」によれば、2次使用者から徴収する土地使用料については、1次使用者が県有地内に設置した電柱、支線又は支柱についてもその対象とされている。

これらの取扱いについて確認したところ、土地の使用許可を受けて設置された電柱を支える支線2本の分岐点が2メートル以下であるにもかかわらず、まとめて1本分の支線として許可し、1本分の使用料しか徴収していなかった事例や、1次使用者が設置した電柱等に電線等を設置する2次使用者から、1次使用者が設置した電柱、支線又は支柱に係る土地使用料を徴収していなかった事例が多数の所属で見受けられた。

これらは、公有財産に係る通知の内容を十分に確認しなかったことによるものである。

書の提出を求め、令和5年2月14日及び同月24日付けで使用を許可するとともに、中央家畜保健衛生所の全ての電柱等の一斉調査を行い、使用許可のとおりであるかを確認した。

再発防止策として、公有財産担当者だけではなく 管理職に対しても行政財産使用許可の手続につい て周知するとともに、境界杭の確認及び敷地確認の 際に、複数名で使用許可のとおりであるかを併せて 確認することとした。

また、農業水産局としては、令和5年9月7日付けで本事例を局内各所属へ周知し、使用許可している電柱等について総点検を行った。

#### 【豊田加茂建設事務所】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請 書の提出を求め、令和5年6月13日付けで使用を 許可した。

再発防止策として、行政財産使用許可の手続について周知徹底するとともに、県有地の境界見回りの際には、2名以上で現況確認を行うこととした。

# 【一宮起工科高等学校】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請 書の提出を求め、令和4年 12 月 13 日及び同月 28 日付けで使用を許可した。

再発防止策として、対象となる行政財産を年1回 以上写真撮影し、前回の撮影分と比較して状況に変 更があれば該当する業者へ連絡し、特別使用許可の 手続を行うこととした。併せて、業者に対しても変 更があれば随時連絡するよう依頼した。

また、教育委員会としては、令和5年9月5日に 事務長の地区代表者に対して本事例について周知 するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研 修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底し た。

## 【津島高等学校】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請 書の提出を求めたところ、一部は、令和5年3月7 日付けで設置した業者が撤去し、残りは同月28日 付けで使用を許可した。

再発防止策として、情報共有と関係通知への理解 を深めることを目的に所属内で再度資料を供覧す

るとともに、定期的に現場を見回り、現状に変更がないか確認をすることにした。現場確認の都度、写真を撮影して写真台帳を作成し、前回から変更点があれば気付けるようにした。

また、教育委員会としては、令和5年9月5日に 事務長の地区代表者に対して本事例について周知 するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研 修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底し た。

## 【鶴城丘高等学校】

令和5年1月25日付けで、使用許可申請者が分岐のある支線2本をそれぞれ分岐のないものに取り替える工事を実施したことから、現況は使用許可の内容と一致している。

再発防止策として、使用許可事務にあたっては担当者だけでなく複数人で現況確認を行うこととし、関係規則や通知が改正された際には、対応の要否について所属内で十分検討し、手続に漏れや誤りがないように取り組んでいる。

また、教育委員会としては、令和5年9月5日に 事務長の地区代表者に対して本事例について周知 するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研 修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底し た。

#### 【犬山高等学校】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請 書の提出を求め、令和4年 12 月1日付けで使用を 許可した。

再発防止策として、職員の行政財産使用許可業務 への認識が不足していたことを鑑み、所属内で行政 財産の使用許可の事務手続について、周知徹底し た。

また、教育委員会としては、令和5年9月5日に 事務長の地区代表者に対して本事例について周知 するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研 修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底し た。

# 【三好高等学校】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請 書の提出を求め、令和5年1月1日付けで使用を許

可した。

再発防止策として、使用許可手続の際には、申請 内容を公有財産事務の取扱通知等と照らし合わせ て複数の職員で確認するよう徹底することとした。

また、教育委員会としては、令和5年9月5日に 事務長の地区代表者に対して本事例について周知 するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研 修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底し た。

## 【一宮聾学校】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請 書の提出を求め、令和5年3月22日付けで使用を 許可した。

再発防止策として、境界杭の確認や敷地確認の際に、使用許可が電柱等の現状を踏まえたものであるかを併せて確認することとした。

また、教育委員会としては、令和5年9月5日に 事務長の地区代表者に対して本事例について周知 するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研 修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底し た。

# 【岡崎特別支援学校】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請 書の提出を求め、令和4年 12 月1日及び令和5年 2月1日付けで使用を許可した。

再発防止策として、行政財産使用許可の正しい手続について所属内で再度共有し、関係規則や通知が改正された際には、対応の要否について所属内で十分検討し、手続に漏れや誤りがないように取り組んでいる。境界確認等に併せて使用許可状況の現地確認をするようにした。

また、教育委員会としては、令和5年9月5日に 事務長の地区代表者に対して本事例について周知 するとともに、同年10月11日に県立学校長向け研 修会を行い、適切な会計処理を行うよう周知徹底し た。

## 【東三河水道事務所】

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請 書の提出を求め、令和5年4月24日付けで使用を 許可した。

再発防止策として、使用開始後に使用許可のとおりであるかを併せて確認することを徹底した。

また、企業庁としては、令和5年3月24日付けの通知により、電柱等の取扱いに関する実態調査を実施し、使用許可のとおりであるかを精査した。更に、同年8月3日に出先機関の関係職員を対象とした研修を開催し、事例を示して、適正な事務手続について、周知徹底した。

## ○指摘事項

【行政財産の特別使用許可の手続が行われていなかったもの(合規性)】

該当機関 尾張水道事務所

愛知県企業庁固定資産管理規程において、行政財産の使用許可を受けようとする者は、行政 財産使用許可申請書を提出し、許可書の交付を 受けるものとされている。

尾張水道事務所では、申請者からの行政財産 使用許可申請により電柱1本の設置を許可した が、電柱を支える支線を設置する場合にも行政 財産使用許可が必要となるところ、当該電柱に 支線1本が許可なく設置されていた。

これは、行政財産の使用許可をする際、実地での確認を怠ったことによるものである。

# ○指摘事項

【物品の管理が不適切であったもの(合規性)】 該当機関 東尾張県税事務所

物品の廃棄処分に当たっては不用決定の手続が必要とされているが、東尾張県税事務所では、 平成23年に購入した参考書(住宅地図に公図を 重ね合わせた「ブルーマップ」)を不用決定の手 続を行うことなく廃棄していた。

また、毎年度1回以上行うとされる物品点検の際、令和2年に購入した2019年版ブルーマップを平成23年に購入したブルーマップであると思い込み、発行年までは確認しなかったため、当該物品が廃棄されたことに気付くことができなかった。

これは、物品を廃棄する際、不用決定の手続が行われたか否かについて確認を怠ったことはもとより、物品点検における現物の確認が不十分であったことによるものである。

当該行政財産使用に対し、行政財産使用許可申請 書の提出を求め、令和5年4月1日付けで使用を許 可した。

再発防止策として、使用開始後に使用許可のとおりであるかを併せて確認することを徹底した。

また、企業庁としては、令和5年3月24日付けの通知により、電柱等の取扱いに関する実態調査を実施し、使用許可のとおりであるかを精査した。更に、同年8月3日に出先機関の関係職員を対象とした研修を開催し、事例を示して、適正な事務手続について、周知徹底した。

当該廃棄物品について、令和5年2月8日付けで 不用決定の手続を行った。

再発防止策として、物品の保管場所をより明確にするため、物品配置図とあわせて保管場所の写真を添付した。また、備品であることが容易に判別できるよう、備品標示票に加え、「備品」と標示したシールを貼付した。

さらに、物品確認の際、参考書など品番の記載がないものについては、物品一覧表の調整年月日と参考書などの発行年月日の突合を行い、複数の職員で確認することとした。

また、令和5年2月 13 日付けで、本事例の経緯 と今後の対策を所属内に周知し、注意喚起を行っ た。

総務局としては、令和5年10月13日に県税事務 所次長会議を開催し、適切な物品の管理を行うよう 周知徹底した。

## ○指摘事項

【物品の管理が不適切であったもの(合規性)】

該当機関 知多福祉相談センター

物品の廃棄処分に当たっては不用決定の手続が必要とされているが、知多福祉相談センターでは、令和4年3月、モニターテレビ始め4点の備品を不用決定の手続を行うことなく廃棄していた。

また、毎年度1回以上行うとされる物品点検を令和4年7月に実施した際、当該備品の現物を確認することを怠ったため、当該備品が廃棄されたことに気付くことができなかった。

これは、物品が使用不能となった際の連絡が 適切に行われていなかったこと、廃棄物処理業 者へ不用品を引き渡す際、不用決定の手続が行 われたか否かについて確認を怠ったことはもと より、物品点検における現物の確認が不十分で あったことによるものである。

#### ○指摘事項

【重要物品等の処分に当たり、必要な手続を行っていなかったもの(合規性)】

該当機関 新城保健所

各所属において不用となった重要物品(購入価格が 100 万円以上の県の所有に属する物品(自動車を除く。))がある場合には、不用の決定をする前に、かい長は主管課長へ処分方法について協議依頼しなければならないとされており、また、使用することができない物品が生じたときは不用の決定をしなければならないとされている。

しかしながら、新城保健所では、不用となった重要物品である歯科ユニットを主管課長への処分協議依頼及び不用決定をしないまま廃棄していた。また、歯科ユニットに関連する備品(4点)も不用決定をせずに廃棄していた。

これは、同所は、令和元年9月の施工業者との協議の結果、長寿命化工事の施工に合わせて 歯科ユニット及びこれに関連する備品を撤去・ 処分することを決定していたが、歯科ユニット の処分に必要な処分協議依頼及び不用決定の手 続が行われたか否かについて確認を怠ったこ 当該廃棄物品については、令和4年11月22日付けで、不用決定の手続を行った。

再発防止策として、物品点検や不用決定時の事務 手続については、必ず複数の職員で確認するなど適 切な事務処理を行うよう令和4年11月30日に周知 徹底した。

また、福祉局としては、令和5年9月11日付けで、適切な会計処理を行うよう本事例を局内各所属へ周知した。

再発防止策として、物品の廃棄を行う場合、業者 まかせとせず職員複数名が必ず立ち会うことした。

さらに、担当者は年度を跨いだ対応が必要な事項 の把握漏れがないよう普段から注意し、引継ぎにお いて、あらかじめ班長が内容を確認したうえで詳細 な事項も含め引き継ぐこととした。

また、保健医療局としては、令和5年9月15日付けで、適切な会計処理を行うよう本事例を局内各所属へ周知した。

と、歯科ユニット関連備品の処分についての職員間での適切な引継ぎがなされず、不用決定の手続が行われなかったことによるものである。

#### ○指摘事項

【物品 (パーソナルコンピューター) の所在が 不明となったもの (合規性)】

該当機関 日進西高等学校

愛知県財務規則では、物品は、常に良好な状態で管理し、その目的に応じて最も効率的に使用しなければならないとされており、適切に管理することが求められている。また、同規則において、保管する物品を亡失し、又は損傷したときは、直ちに原因や再発防止策を記載した事故報告書を作成し、地方機関においては本庁を経由して知事に提出しなければならないとされている。

しかしながら、日進西高等学校では、令和3年12月15日に学習用パソコン(以下「タブレット」という。)40台を使用して4限目の授業を行った後、担当教諭はタブレットの台数を確認の上保管庫に収納して鍵をかけたものの、当該保管庫の鍵を教室内に残して、そのまま教室を施錠することなく離れてしまった。そして、昼休憩後、5限目の授業の際に、生徒からの申出によりタブレット1台の紛失が判明した。

同校では、令和4年1月上旬に本庁に紛失を報告したが、その後は、そのタブレット1台の捜索を続けるのみで、同年7月まで事故報告書を作成せず、紛失防止に向けて特段の対策を講じることもなかった。

その後、同校において、同年 10 月 14 日に全校生徒にタブレットを使用させる準備をした際、施錠された上記保管庫に収納していたタブレット 3 台の紛失が判明し、さらに同月 24 日にも同一の保管庫に収納していたタブレット 1 台の紛失が判明した。同校はこの時点で本庁に紛失を報告したが、その後は、それらの紛失したタブレット 4 台の捜索を続けるのみで、同年12 月まで事故報告書を作成せず、特段の対策を講じることもなかった。さらに、令和 5 年 1 月に当該保管庫を確認したところ、背面扉の鍵穴が傷つけられ破損していたことが明らかになっ

再発防止策として、令和3年 12 月下旬に、全職員に対し、保管庫及び教室の施錠、鍵の管理の徹底並びにタブレットの適正な取扱いについて注意喚起した。加えて、保管庫の鍵を機械警備が施された職員室において保管し、保管庫を解錠施錠する都度、タブレットの台数を確認するよう取扱いを改めた。しかしながら、令和4年 10 月にもタブレットの紛失が判明したことから、物品管理の重要性を再認識させるため、教職員には、同月の職員会議において、タブレットの適切な取扱いについて再度注意喚起した。

また、全校生徒を対象に令和5年度1学期始業式後の全体への講話・指導の場面において、担当分掌主任が「私物ではなく県有物品なので、大切に扱い事故が起こらないよう努める必要がある」ということなど、管理の重要性を伝えた。

次に、学校で保管するタブレットについては機械 警備の対象である情報室(サーバールーム)の書庫 に施錠して管理しており、生徒に貸与したタブレッ トについては、生徒用ロッカーの扉を施錠できるも のに交換し、各自のロッカーで施錠して管理させて いる。

さらには、定期点検に関してはこれまで年1回実施していたものを年2回に増やし、生徒に貸与しているタブレットについては、タブレット端末確認表を作成し、タブレットの管理番号と現物を突合できるようにした。学校で保管するタブレットについては、これまで担当者が1人で点検していたものを複数名で点検するようにした。点検の結果、紛失が判明した場合には、情報担当教員から管理職(学校長、教頭、事務長)及びICT教育推進課に速やかに報告する体制とし、盗難が疑われる場合には警察にも届け出ることとした。

教育委員会としては、まずは、令和5年9月5日 に事務長の地区代表者に対して本事例について周 知した。次に、保管方法や点検時期の目安、生徒の 管理意識の向上のための対応を明記した「愛知県学 習用パソコン等管理マニュアル」を新たに策定する とともに、策定済であった「愛知県学習用パソコン 等貸与マニュアル」について事故報告方法等を明記 た。

これらは、同校においては物品管理の重要性の認識が欠如しているのであって、令和3年12月15日には、教室が無人となる際に保管庫の鍵を教室内に残したまま教室の施錠を怠ったこと、紛失が判明した際に直ちに事故報告書の作成を含む紛失防止に向けた十分な対策を講じず、さらに同一の保管庫から3台のタブレットの紛失事件が発生してもなお、適切な保全をしなかったことによるものである。

し、両マニュアルについて、令和5年10月6日付けで各県立学校長宛に通知した。

さらには、令和5年10月11日の県立学校長向け研修会において、本事例を周知するとともに、適切な会計処理についての徹底を図った。

#### 4 工事

#### 是正又は改善を必要とする事項

#### ○指摘事項

【避難器具廻り落下防止柵設置工事において、 設計及び契約の変更手続がなされていなかった もの(合規性)】

該当機関 総務局財産管理課

愛知県公共工事請負契約約款(建築工事用)において、発注者は、請負者から現場の確認請求があった場合は、直ちに調査を行い、その結果を請負者に通知するとともに、必要があると認めるときは、設計図書及び請負代金額を変更するものとされている。また、愛知県財務規則において、契約担当者は、技術、予算その他やむを得ない理由により必要があるときは、契約者と協議して契約の内容を変更でき、契約内容の変更協議がととのったときは、遅滞なく変更契約書を作成しなければならないとされている。

総務局財産管理課では、避難器具廻り落下防止柵設置工事において、担当者が、工事発注後、現地確認を行った請負者からの申出により、落下防止柵方立柱等の数量や仕様等の変更(以下「変更等」という。)について請負者と口頭で協議し変更等に合意した。その後、担当者は変更等について上司に口頭で報告したものの、変更等に伴う設計書を作成しないまま、契約金額に増減がないものとして請負者と口頭により合意し、本来必要な変更契約書を作成しなかった。これは、工事契約に関する適切な事務手続を

## 措置の内容

再発防止策として、工事発注に当たっては、事前 に必ず法令、手引、通知等により手続やルールを確 認するよう周知徹底した。

さらに、必要な手続を失念したり、ルールを逸脱することのないよう、必ず複数の職員で内容を確認するなど、事務処理の適正かつ確実な実施について 周知徹底した。

また、総務局としては、令和5年8月29日付けで、適切な事務手続を行うよう本事例を局内各所属へ周知した。

確認することなく進めてしまったことはもとより、それに対するチェックも有効に機能していなかったことによるものである

#### ○指摘事項

【道路改築工事において、設計金額に誤りがあったもの(合規性)】

該当機関 尾張建設事務所

「積算基準及び歩掛表」によれば、工事の施工箇所が人口集中地区(DID地区)にある場合、運搬費や安全費などの費用が割高となるため、工種区分に応じ共通仮設費率及び現場管理費率に一定の補正を行うこととされている。

尾張建設事務所では、当初設計において、担 当者が道路改築工事に係る共通仮設費率及び現 場管理費率を積算する際、工事の施工箇所が補 正の必要な人口集中地区であるにもかかわら ず、共通仮設費率及び現場管理費率に補正を行 っていなかった。その後、当初設計に変更の必 要性が生じ、変更設計を行う際にも補正を行わ なかったため、変更設計金額が 722,700 円過小 となっていた。

その結果、変更設計金額に当初の請負率(当初契約金額/当初設計金額)を乗じて算定する変更契約金額についても、679,800円過小になっていたと考えられる。

これは、担当者であれば、本来国土地理院のホームページ等により、工事の施工箇所が人口集中地区にあるかどうかを確認すべきところ、当該施工箇所が河川の堤防道路上であったことから、補正が必要な人口集中地区ではないと思い込み、補正が必要かどうかの確認を怠ったことはもとより、決裁過程におけるチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

○指摘事項

【漁港改良工事において、設計金額に誤りがあったもの(合規性)】

該当機関 知多建設事務所

「積算基準及び歩掛表」によれば、前払金の 保証がある工事について、前払金支出割合が 35%以下の設計金額は、一般管理費等率に一定 再発防止策として、設計書及び変更設計書作成に 当たっては、間接工事費算定に係る条件設定につい ても細心の注意を払うとともに、必ず複数名で検算 を行うよう周知徹底した。

また、建設局としては、令和5年8月30日付けで、違算防止及び十分な検算の実施につき、改めて周知徹底した。

再発防止策として、設計書作成に当たっては、諸 経費算定に係る条件設定についても細心の注意を 払うとともに、必ず複数名で検算を行うよう周知徹 底した。

また、建設局としては、令和5年8月30日付けで、違算防止及び十分な検算の実施につき、改めて周知徹底した。

の補正を行うこととされている。

知多建設事務所では、漁港改良工事の設計に おいて一般管理費を積算する際、設計担当者が 積算システムの操作を誤り、前払金支出割合が 35%以下ではないにもかかわらず、補正係数 1.04を乗じて補正を行い、さらに、確認者にお いてもこのことを見過ごした。工事発注後、工 事内容に変更が生じ、その変更設計を行う際に も補正を行ったため、変更設計金額が 126,500 円過大となっていた。

その結果、変更設計金額に当初の請負率(当初契約金額/当初設計金額)を乗じて算定する変更契約金額についても、122,100円過大になっていたと考えられる。

これは、担当者が積算システムの操作を誤ったことはもとより、決裁過程におけるチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

#### ○指摘事項

【道路災害防止工事及び河川局部改修工事において、設計金額に誤りがあったもの(合規性)】 該当機関 東三河建設事務所

「積算基準及び歩掛表」によれば、設計書に 計上する材料の単価は、原則として単価適用日 における市場価格とし、設計単価表(建設局が 定めた主要材料単価の一覧表)により決定し、 それにより難い場合は、物価資料によって決定 するものとされている。

東三河建設事務所では道路災害防止工事設計書の作成に先立ち、工事の概算金額を把握するために一旦、9月時点の単価を用いて設計書を作成した。しかしながら、その後、担当者は予算執行のための設計書を作成した際、概算金額を把握するために作成した設計書の単価を11月時点の単価に変更すべきであったがこれを失念し、さらに、決裁時においても11月時点の単価を記した資料が添付されていたにもかかわらず誤りが発見できなかった。工事発注後、工事内容に変更が生じ、変更設計を行う際にも単価を変更しなかったため、設計金額が46,200円過小となった。

その結果、変更設計金額に当初の請負率(当

再発防止策として、設計書及び変更設計書作成に 当たっては、単価及び数量の変更に細心の注意を払 うとともに、必ず複数名で検算を行うように周知徹 底した。

また、建設局としては、令和5年8月30日付けで、違算防止及び十分な検算の実施につき、改めて周知徹底した。

初契約金額/当初設計金額)を乗じて算定する変更契約金額についても、44,000円過小になっていたと考えられる。

また、同事務所では、河川局部改修工事において、担当者は土砂の掘削量の変更に伴い掘削量に応じて変動する土砂の積込量も変更すべきであったが、これを失念した。さらに、決裁時においても誤りが発見できなかったため、設計金額が72,600円過小となった。

これに伴い、変更設計金額に当初の請負率(当初契約金額/当初設計金額)を乗じて算定する変更契約金額についても、71,500円過小になっていたと考えられる。

これらは、担当者が設計書作成に当たり単価 及び土砂の積込量の変更を失念したことはもと より、決裁過程におけるチェックが有効に機能 していなかったことによるものである。

#### ○指摘事項

【園路広場整備工事において、設計金額に誤り があったもの(合規性)】

該当機関 都市·交通局公園緑地課、尾張建 設事務所

尾張建設事務所では、園路広場整備工事において当初の設計に変更の必要が生じたため、その変更に伴う設計書を作成したが、その際、地被類植栽工について、担当者が、数量総括表及び図面に示されている数量を積算システムに誤って入力した結果、変更設計金額が740,300円過大となり、検算時や所属内の手続時でも誤りに気付かなかった。また、尾張建設事務所の作成した設計書に基づき入札等の契約手続を行った本庁の公園緑地課においても誤りに気付かなかった。

その結果、変更設計金額に当初の請負率(当初契約金額/当初設計金額)を乗じて算定する変更契約金額についても、733,700円過大になっていたと考えられる。

これは、尾張建設事務所の担当者が積算システムへの入力を誤ったことはもとより、同所及び公園緑地課における決裁過程でのチェックが有効に機能していなかったことによるものである。

再発防止策として、設計書作成に当たっては、検 算後の修正結果を複数名で確認し、数量入力ミス防 止に細心の注意を払うよう周知徹底した。

また、都市・交通局としては、令和5年10月10日付けで違算防止及び十分な検算の実施について周知徹底した。

# 5 事務事業

#### ○指摘事項

【道路占用許可等の事務において、不適切な事 務処理が行われていたもの(合規性)】

該当機関 尾張建設事務所、豊田加茂建設事 務所

道路占用許可や岩石採取計画認可等の事務については、所属長の決裁による意思決定後、決裁を得た証拠文書(以下「決裁文書」という。)を添え、公印取扱者等の確認・承認を得て許可等の施行文書に公印を押印し、その許可書等を交付することとされている。

しかしながら、2021年度には豊田加茂建設事務所、2022年度には尾張建設事務所において、同一の問題の担当者が、意図的に、所属長の決裁を得ずに、公印を不正に押印して許可書等を交付する不適切な事務処理が計 33 件繰り返し行われていた。

これは、受領した申請書類を担当者が適切に 受付処理せず、自分だけで管理したため上司の 進捗管理から漏れるものがあったこと、上司が 処理の遅れている事務の進捗状況を確認した 際、「申請者の資料修正が遅れている」などの当 該担当者の説明を信用し書類の現物確認を行わ なかったことなど、組織的な進捗管理が徹底さ れていなかったことによるものである。

また、担当者が未決裁の施行文書を他の決裁 文書に紛れ込ませるなどの方法により公印を不 正に押印していたことに公印取扱者等が気付け なかったことも原因である。 再発防止策として、申請者の前で申請書を受け付け、受理票を交付する。また、進捗遅延案件については、担当への口頭確認だけでなく、申請書等の確認をし、適宜補正や具体的な期限設定を行うなど、きめ細かく指示することとした。

さらに、公印は公印取扱者の目前で、執務室の見通しの良い場所に設置し、公印使用場所に施行文書以外を持ち込ませないようにするとともに、許可書の施行前後は公印押印枚数に過不足がないか、公印取扱者の確認を受けることを周知徹底した。

また、建設局としては、令和5年3月29日付けで、許認可等事務について適切な事務処理に努めるよう、周知徹底した。